

即位儀礼の沿革

橋 本 義 彦

目 次

はじめに

- 一 『儀式』以前の踐祚即位儀
 - (一) 即位にかかわる令条
 - (二) 「神璽」の検討
 - (三) 神器の相承
 - (四) 昇壇すなわち即位
 - (五) 天神寿詞の奏上
 - (六) 即位の詔と讓位の詔
 - 二 『儀式』以後の踐祚儀
 - (一) 踐祚儀と即位礼の分離
 - (二) 『儀式』讓国儀
 - (三) 劔璽渡御の儀の成立
 - 三 『儀式』以後の即位礼
 - (一) 即位礼の日時
 - (二) 即位礼の儀場
 - (三) 唐風儀礼の継承と改変
- むすび——大嘗祭と即位儀礼

はじめに

明治四十二年（一九〇九）二月十一日に公布された登極令（但し昭和二十二年廃止）は、その附式において、「第一編 踐祚ノ式」および「第二編 即位礼及大嘗祭ノ式」の編目を立て、皇位継承に伴なう儀式の次第を規定している。しかし当然ながらこの登極令の規定に到達するまでには、長い歴史と沿革があり、大小さまざまな変遷があった。上記のように即位礼と大嘗祭を一連の儀制として一体化したのは、変革の最たるもので、登極令の定めた新制である。したがって皇位継承にかかわる儀式・制度の沿革を考えるに当っては、登極令の制度も長い歴史の一コマにすぎないことを念頭において、踐祚式・即位礼および大嘗祭のそれぞれについて検討しなければならない。しかしこの三者すべてについて論ずるのは、あまりにも問題が広範にわたるので、小論では、前二者の踐祚儀および即位礼の沿革について考察したいと思う。

さて踐祚儀と即位礼が分離して別個の儀制として確立したのは、平安時代初期に公定された『儀式』の制度以来のことで、『儀式』以前と以後とでは、皇位継承の儀礼に大きな相異がある。もともとこの儀制書『儀式』をめぐる諸説があり、不確定の部分も少なくないが、現在伝存する『儀式』十巻は、清和天皇の貞観年間（八五九～八七六）に撰定された「貞観儀式」であるとする見解がほぼ定説となっている。しかし『延喜式』の式文中にはしばしば「儀式」の語が見えるから、それに対応する「延喜儀式」の存したことも認めるべきであろう。また『弘仁式』式部条にも、『延喜式』と同じく、「事見_ニ儀式_一」の注記がある以上、それに対応する「弘仁儀式」も存在したと考えるのが穏当であろう。したがって小論では、『儀式』に規定された儀制は、貞観年間の新定とみなすよりも、平安初期における儀制整備の成果とみる観点に立って考察を進めたい。

以下、これらのことをふまえて、まず『儀式』以前の即位_ニ踐祚の沿革をたどり、ついで『儀式』以後の踐祚_ニ讓位の儀と劔璽渡御の儀の成立について考察し、さらに『儀式』天皇即位儀の成立と変遷の大筋をあとづけ、最後に大嘗祭と即位儀礼との関係にふれて結びとしたい。

一 『儀式』以前の踐祚即位儀

(一) 即位にかかわる令条

『日本書紀』『続日本紀』では、踐祚儀と即位礼の未分化の状況を背景として、「即位」または「踐祚」の語をもって皇位に即くことをいい、両者の間には全く差異が認められないが、相対的には前者の用例が多いので、本節では皇位に即くことに主として「即位」の語を用いることとする。

『儀式』以前の文献に即位にかかわる規定を求めれば、養老神祇令に二箇条、同公式令に一箇条存する。まず神祇令に

凡天皇即位、惣祭天神地祇、散齋一月、致齋三日、其大幣者、三月之内令修理訖、

（右読下し文_ニ凡そ天皇即位したまわんときは、惣_サべて天神地祇を祭れ。散齋一月、致齋三日。其れ大幣は、三月の内に修理し訖_オえしめよ。以下、漢文体の原文は適宜読下し文で示す）

とあるが、これについて『令義解』では、「即位の後の仲冬の祭」で、一代一度国司が奉仕する大嘗がこれであると釈している。しかし『令集解』に収める大宝令の注釈書「古記」では、この条を「即位之後」ではなく、「即位之時」の祭であると釈し、これをうけて江戸末期成立の『講令備考』には、「即位祭天神地祇、大幣ヲ頒ツ事、大嘗ト別也、義解アヤマルカ」と論評している。

翻って即位にかかわる奉幣の実例を奈良時代末までの文献に求めると、『日本書紀』持統天皇四年（六九〇）正月二十三日条と、『続日本紀』淳仁天皇天平宝字二年（七五八）八月十九日条にそれを見ることができ

る。まず前者についてみれば、この年正月一日即位のあとをうけて、同月二十三日、畿内の天神地祇に班幣したという記事である。さらに同年七月三日条の「幣を天神地祇に班つ」という記事も正月の班幣に関連するものかも知れない。とも角、持統天皇の大嘗祭が翌五年の十一月二十四日に行われていることからみれば、この正月の奉幣は「古記」にいう「即位之時」の奉幣で、大嘗祭の前の奉幣とは別と考えるべきであろう。

後者は天平宝字二年八月一日の即位後、同月十九日に伊勢大神宮および天下諸国の神社に奉幣したことをいい、「皇太子即位の故を以ってなり」と説明を加えている。以上のわずか二例をもって『令義解』の釈義の可否を判断するのは困難であるが、その釈義は、同書の成立した平安初期の、大嘗祭が即位儀礼の色彩を強めていった状況を背景として生まれたものと解釈することもできる。岡田荘司氏はこれについて、本来の即位奉幣が大嘗祭に移行して、八月下旬の大奉幣儀として再編成されたと解する推論を提示している（『古代文化』四二の一所載、岡田荘司氏「即位奉幣と大神宝使」）。

次に神祇令の

凡踐祚之日、中臣奏天神之寿詞、忌部上神璽之鏡劍、

（凡そ踐祚の日には、中臣天神の寿詞を奏せよ。忌部神璽の鏡劍を上げ。）

について考えてみたい。まず「踐祚」の語については、「古記」以下の『令義解』所引の釈義はすべて即位と同義としている。また『令義解』

では、「天神之寿詞」について、「神代の古事を以って万寿の宝詞と為すなり」と釈し、「神璽之鏡劍」について、神明の信たる鏡劍をいうと説明し、『令義解』所載の釈義にも特に異なるところはない。なお、持統天皇の即位儀は大宝令制定以前に属するが、次掲の『日本書紀』持統天皇四年正月一日条には、大宝・養老神祇令の条文に相当する儀礼が具体的に記述されている。

物部曆朝臣大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣天神の寿詞を読む。畢りて忌部宿禰色夫知神璽の劍鏡を皇后に奉^(持統)上る。皇后、天皇の位に即きたまう。公卿百寮羅列^{つらなり}て、^{あまね}匠く^{たてまつり}拝みたてまつりて手を拍つ。

次に公式令についてみると、その内印以下公印に関する条文の冒頭に、天子神璽、謂、踐祚之日寿璽、宝而不用、

という語句が見える。すなわち踐祚の日に授受する寿璽で、常時には宝器として用いない「天子の神璽」が存したというのである。以上が「即位」および「踐祚」の語が見える養老令文のすべてであるが、そこに見える「神璽」の語は、即位儀礼における神器の相承と深くかわるので、次にこの「神璽」について考えてみよう。

(一) 「神璽」の検討

まずわが律令の条文から「神璽」の語をとり出してみよう。

(1)は、上掲の神祇令の踐祚条に見えるものであるが、これは明らかに下の「鏡劍」を限定、修飾する語で、具体的な物体を指す語ではない。

なお、この条文が大宝令にも存したと推定されることは既述のとおりである。

(2)は、後宮職員令の尚蔵くわのかみの職掌の冒頭に、「神璽」の事を掌ると規定した条文である。これは明らかに具体的な物件を指すと解釈しなければならず、しかも『令集解』所引の「古記」は、これに「神璽、謂_レ踐祚之日、忌部上神璽之鏡劍也」と説明を加えている。すなわち尚蔵の管掌する「神璽」は鏡劍であると解しているのであるが、『令義解』以下の他の注釈書には全く説明がない。これについては古來諸説があるようであるが、後に更めて述べることにする。

(3)は、上掲の公式令の条文であり、内印以下の規定の冒頭におかれているところからみて、「この神璽は踐祚即位るとき授受される印」とるのがしぜんである」と解釈されている(『日本思想大系』所収『律令』神祇令補注)。しかし『令集解』所引の養老令の注釈書「令釈」が、「天子神璽此別条也」と説くところも無視できず、この神璽を内印以下と接続して一種の印章であると断定することも躊躇される。さらに「踐祚之日寿璽、宝而不用」という本注も、隋・唐令の「神璽(宝)、宝而不用」に酷似しており(仁井田陞氏『唐令拾遺』)、この「天子神璽」云々は、隋・唐令を下敷きにして付加されたもので、現実にはそのような印章は存在しなかったのではないかとの疑問を禁じ得ない。

(4)は、賊盜律に

凡盜_二神璽_一者絞、謂、踐祚之日寿璽、

とする条文である。この「神璽」は注文からみても、公式令の「神璽」と同一であるといわねばならぬが、唐律にもこれに相当するものとして、「諸盜_二御宝_一者絞」とあり、この御宝は皇帝八宝・三后宝など、その地位のシルシとした印璽であるという(上掲『律令』賊盜律の頭注)。そのほか、名例律の八虐の条にも「神璽」の語が見えるが、これも公式令の「神璽」を指すと考えるべきであろう。

以上、(1)から(4)までの「神璽」の語は、抽象的或いは修飾的な用語と、具体的な物件を指す用語に分けられるが、前者の用例としては、持統天皇の即位記事をはじめとする例が『日本書紀』にも散見する。後者のうち、(3)と(4)の「神璽」はいちおう文面上は印章の一種と解釈すべきかも知れないが、(2)の「神璽」を鏡劍とする「古記」の解釈も無視できず、蔵司の管掌する「神璽」とは一体何を指すのか疑問が残る。しかし黛弘道氏は、記紀以下の諸文献を検討して、「新天皇が皇室の氏上の地位に就くための儀礼として玉の奉獻が行われる」と推論し、さらに神祇令集解に「唐令所云璽者、以_二白玉_一為_二之印_一也」とある「令釈」の説を援用して、この「神璽」の材質を玉類と考え、さらに進んで「八坂瓊之曲玉」であると考えざるを得ないと結論している(同氏『律令国家成立史の研究』所収「三種の神器について」)。

以上の黛氏の結論について、いまにわかにその是非を判断することはできないが、『花園天皇宸記』応長二年(一二二二)二月十八日条の裏書

に、「劔璽」と連称される場合の「璽」について興味深い記述が見える。この日、璽の筥の裏み絹や結び緒が古弊きわまりないので、故実に従ってこれを取り替えることになったが（これを御搦みからみという）、関白鷹司冬平の所持する勅物一卷を披見したところ、璽の筥の中には「印」（印章）を入れていたという口伝を載せること、しかし璽の筥は神代より不変で、関白の説では印を納めるかとするが、日本紀・古事記等を通勘すると、「玉」（曲玉）としているかと思われること、そこで直接関白冬平に尋ねたところ、冬平は、異朝の「伝国の璽」は「玉」（玉製）であることは分明であるが、わが「神璽」はそれと同じではなく、「靈物」として実体がわからないというのが「吉説」であると答えたことなどを記述している。この「璽」と大宝・養老令文の「神璽」との関係も簡単には結論を出すことができないが、いちおう神器の相承に関する文献のなかに解決の糸口を探ぐってみたい。

(三) 神器の相承

上述の令制即位儀礼が成立する以前から、即位に当って皇位のミシルシとして神器Ⅱ宝器が相承され、それが即位儀礼の重要な要素となっていたことは疑いない。それを『日本書紀』に求めると、まず(1)允恭天皇元年（四一二）十二月の即位記事に、群臣が即位の日に「天皇之璽符」を捧げて再拝したと見える。但し日本古典文学大系本『日本書紀』の編者は、この即位記事は『漢書』文帝紀によって文を成していると指摘

し、「捧たも天皇之璽符」の句も、文帝紀の「上かみ天子璽」の語句をかりたものであるという。しかしそれだからといって、宝器の相承そのものがなかったと断定することもできないであろう。ついで(2)清寧天皇元年（四八〇）正月十五日の即位に先だって、前年十月四日、大伴室屋らが「璽」を皇太子（清寧）に奉ったと見える。次に(3)顕宗天皇即位前紀の清寧天皇五年（四八四）十二月条に、皇太子億計（仁賢）が弟の弘計（顕宗）を位に即けようとして、「天皇之璽」を取って「天皇之坐」すなわち弘計の座に置き、みずから「諸臣之位」について、弘計が即位すべしと宣べたと見える。

次は(4)有名な継体天皇元年（五〇七）二月四日の即位記事である。この日、河内の樟葉宮において、大伴金村が男大迹王（継体）に「天子鏡劔璽符」を上って再拝し、即位を要請したという。上記の古典大系本『日本書紀』の編者は、このあたりも『漢書』文帝紀の文を多少潤色して用いているとしているが、文帝紀には「天子璽」とあって、「鏡劔」の字がないことも指摘している。これは鏡劔の授受の実際を示すものであろうか。また「璽符」は鏡・劔に対して曲玉を指すとする説もあるが、「天子」としてもつべきシルシのものの総称で、鏡劔がすなわち璽符であり、「天子の鏡劔の璽符」と訓むべきであると解説する。すなわち「鏡劔の璽符」は、既述の持統即位記事の「神璽の劔鏡」、神祇令踐祚条の「神璽の鏡劔」と同じであるということになる。次の(5)宣化天皇即位前紀にも、安閑天皇二年（五三五）十二月、天皇崩御の後をうけて、群臣

が「劔鏡」を皇弟（宣化）に上って即位を奏請したと見える。ついで(6) 崇峻天皇五年（五九二）十一月、天皇崩御の後をうけて、群臣が再三にわたり敏達天皇の皇后額田部皇女（推古）に即位を要請し、漸く諒承を得て「天皇璽印」を奉ったという。この「璽印」も継体紀の「璽符」と同じくミシルシと訓み、実体は鏡と劔であろうと解釈されている。次の(7) 舒明天皇元年（六二九）正月四日の即位記事にも、大臣以下が「天皇之璽印」を田村皇子（舒明）に献って即位を要請したと見え、さらに(8) 皇極天皇四年（大化元年、六四五）六月十四日条には、天皇が軽皇子（孝徳）に「授璽綬禪位」と記されている。特に(8)は讓位の初例であるが、天皇が即位の前提として皇位のミシルシを新帝に授けたことが注目される。この孝徳即位の例につぐのが、先に掲げた(9) 持統即位記事である。

以上、即位に当って皇位のミシルシを伝受したことを明記する『日本書紀』の記述は九例を数えるが、もちろん他にその事実がなかったことを意味するものではない。中国の古典による文飾の問題はあるにしても、恐らくある時期から即位に当って皇位のミシルシを相承する儀礼が成立していたことは疑いない。そのミシルシに鏡と劔が含まれていたことは確かであるが、後世「劔璽」と連称されて劔と共に相承された「璽」は、このミシルシに含まれるのであろうか。上記(1)～(9)の「璽符」「璽」「璽印」「璽綬」「神璽」などは、神祇令にいう「神璽」と同じくミシルシの総称で、具体的には鏡・劔を指すとする見解が有力で、ここから神器二種説も生まれている。しかし黛弘道氏は上掲の論考において、これに

つき興味深い説明を提示している。黛氏は神祇令に、中臣が天神の壽詞を奏するのに対応して、忌部が神璽の鏡・劔を上ると規定することや、『古語拾遺』の記述などによって、神器二種説は忌部氏の伝承であるとす。一方、神器三種説は中臣氏の伝承であり、記紀の天孫降臨伝説や考古学上の知見によっても、三種神器説を無視することもできないという。そこで黛氏は、鏡・劔は早く表向きの即位儀礼に組み込まれたが、曲玉は天皇家の継承にともなう内廷儀礼として女官（のち蔵司）から奉上されたとし、忌部氏の衰退と藤原氏の宮廷制圧にともない、曲玉は璽が表面に浮上して、ついに劔璽渡御の儀を成立させるに至ったと説明している。璽を曲玉と断定することにはいささか躊躇されるが、いささか説得力のある仮説である。

四 昇壇すなわち即位

さて上記の九例の即位記事において、皇位のミシルシは宝器の相承が、すべて即位の前段の手續き、ないし儀礼となっている点は留意しておく必要があるが、さらに「壇」に昇ることがすなわち「天皇の位」に即くことであるとする記述が、『日本書紀』に五例見える。まず雄略天皇即位前紀の安康天皇三年（四五六）十一月十三日条に、天皇（雄略）が有司に命じて、「設壇於泊瀬朝倉、即天皇位」と見え、清寧天皇元年（四八〇）正月十五日条に、「命有司、設壇於磐余薺栗、陟天皇位」とあり、武烈天皇即位前紀に仁賢天皇十一年（四九八）十二月、太

子(武烈)が有司に命じて、「設壇場於泊瀨列城、陟天皇位」と見え
る。ついで孝徳天皇即位前紀の皇極天皇四年(大化元年、六四五)六月
十四日条には、輕皇子(孝徳)が「升壇即祚、于時、大伴長徳連帶
金鞞立於壇右、犬上建部君帶金鞞立於壇左、百官臣連、国造、伴
造、百八十部、羅列匝拜」とやや記述が詳しくなっている。さらに天武
天皇二年(六七三)二月二十七日条には、「天皇命有司設壇場、即
帝位於飛鳥淨御原宮」と見える。なお、次の持統天皇四年(六九〇)
正月の即位記事には、「壇」の文字は見えないが、「皇后即天皇位、公
卿百寮、羅列匝拜」の語句を上記の孝徳紀の記事と対照すると、「即天
皇位」とは、具体的には「壇」に昇ることをいうと理解される。

以上に見える「壇」「壇場」は、中国の天帝を祭る壇とは異なって、
宮中に設けられた一段高い台状の施設かと思われるが、具体的な形状を
知る材料は見当らない。しかし『続日本紀』には大極殿に即位するとし、
天皇の御座を指す「高御座」の存在も確認できる(天平十六年(七四四)
二月二十日条)。さらに『儀式』天皇即位儀には大極殿の高座、高御座
に即くと見えるし、『延喜式』の内藏寮式・内匠寮式などの記載から想
定される高御座の形状は、後代の『文安御即位調度図』に図示する八角
屋形の高御座(平安後期の形状という)に符合するところがある。^(補注)

(四) 天神寿詞の奏上

さらに『日本書紀』に見える即位儀礼として、持統即位記事には、忌

部の劔鏡奉上と対をなす形で、中臣の天神寿詞の奏上があり、それが神
祇令踐祚条の条文に符合することも既述のとおりである。その劔鏡奉上
はずでに定着した神器相承の慣例の儀制化であるが、寿詞奏上の由来は
明らかでない。しかし持統天皇五年(六九一)十一月二十四日辛卯(日
付については異論もあるが、月朔干支を忠実に記載する『日本書紀』の
体例をも考慮すれば、谷川士清の『日本書紀通証』の説に従って、現行
原文の日付を「十一月戊辰朔辛卯」と補訂し、壬辰二十五日、乙未二
十八日、丁酉三十日の各条と一連の大嘗関係記事と考えるのが妥当
であろう)の大嘗において、神祇伯中臣大嶋が「天神寿詞」を読んだと
あるのが注目される。さらに『続日本紀』宝龜二年(七七二)十一月二
十一日癸卯の条にも、光仁天皇が太政官院に御して大嘗の事を行い、大
中臣清麻呂が「神寿詞」を奏したと見える。これによると、持統即位の
ときは、明らかに即位と大嘗の二度、それぞれ中臣の寿詞が奏されてお
り、光仁天皇の場合も、即位の翌年十一月の卯日、大嘗の際にも中臣の
寿詞を奏していることになる。しかもこれは卯日に行われたことと、鏡
劔奉上のことが見えない点から、後の『儀式』の大嘗祭辰日の儀礼とは
異なるものと考えらるべきであろう。いまは持統・光仁両朝の二例しか見
当たらないが、憶測すれば、古来大嘗のとき奏されていた天神の寿詞が、
天武・持統朝の即位・大嘗儀制の整備に当り、神器奉上とセットになっ
て即位当日の儀礼に取り入れられると共に、一方では大嘗においても引
続いて天神の寿詞が奏されたと解することもできるのではなかるうか。

『令義解』には、天神の寿詞について「神代の古事を以って万寿の宝詞と為す」と釈しているが、『台記別記』に載せる康治元年（一一四二）の近衛天皇の大嘗祭における寿詞（但しそれまでに内容の変化があったか否かはわからないが）は、大嘗祭の祭儀にふさわしいもののように思われる。なお、鏡劔奉上と寿詞奏上が踐祚即位儀から大嘗祭の辰日節会に移ったことについては後に触れたい。

（六）即位の詔と讓位の詔

即位の儀制にかかわる『日本書紀』の記述は以上ではほほ尽きるが、『続日本紀』には、文武天皇の即位の詔を初見として、歴代の讓位の詔および即位の詔が載せられている。すなわち(1)文武天皇元年（六九七）八月十七日の即位の詔、(2)慶雲四年（七〇七）七月十七日の元明天皇の即位の詔、(3)靈龜元年（七一五）九月二日の同天皇の讓位の詔、(4)同日の元正天皇の即位の詔、(5)神龜元年（七二四）二月四日の聖武天皇の即位の詔（但し元正天皇の讓位の詔旨を引載）、(6)天平勝宝元年（七四九）七月二日の聖武天皇讓位の詔および孝謙天皇即位の詔（但し後者を「又」で前者に連続させた特殊な記載法）、(7)天平宝字二年（七五八）八月一日の孝謙天皇の讓位の詔、(8)同日の淳仁天皇の即位の詔、(9)宝龜元年（七七〇）十月一日の光仁天皇の即位の詔、(10)天応元年（七八一）四月三日の同天皇讓位の詔、(11)同月十五日の桓武天皇の即位の詔である。なお、淳仁廢位と孝謙重祚にかかわる詔は、特殊なものとして検討の対象から除

外した。また『日本書紀』には即位の詔を記載していないが、それが単なる編修方針に依るものか否か明らかでない。

以上の十一例を通覧してまず目につくのは、(1)をはじめ九例が宣命体の詔であるのに対し、(3)の讓位の詔と(4)の即位の詔だけは漢文体の詔であることである。漢文体であるから諸臣を召集して読み聞かせたものではないと思われるが、それが新日本古典文学大系本『続日本紀』の編者がいうように、元正即位の特異性をもの語るものとすべきか否か、さらに検討を要する問題であろう。

それはとも角、その他の詔はみな宣命体で、(1)の書き出しの「現御神アラミミカミ止ト大八嶋国所シヤクニシノシマススラガオホミ知天皇大命ヲ良麻ヲ止ト云々は、公式令詔書式第三型の「明神アカミカミ御大八洲天皇詔旨オホオヤシマツマシノラススラガオホミ云云」に相当するものと考えられ、(2)(5)(6)(7)(8)(11)も基本的には第三型の適用範囲内とみてよいであろう。そして(9)の即位の詔と(10)の讓位の詔の冒頭は、それぞれ「天皇我詔旨スメラガオホミ勅命乎ト云々、スメラガオホミ「天皇我御命良麻等詔大命乎ト云々とあり、ともに公式令詔書式第四型の「天皇詔旨スメラガオホミ云云」に相当するものと思われる。『令義解』は第三型に「朝廷の大事に用いるの辞、即ち皇后・皇太子を立つる、及び元日朝賀を受くるの類なり」と注し、第四型には「中事に用いるの辞、即ち左右大臣以上を任ずるの類なり」と説明している。第四型を用いた(9)(10)がともに光仁天皇の詔であり、それがなにを意味するかはなかなか面白い問題である。なお、『儀式』に定める讓国の詔および即位の詔の形式は、ともに第三型に準拠するものと考えてよいであろう。

二 『儀式』以後の踐祚儀

(一) 踐祚儀と即位礼の分離

『儀式』の制における皇位継承儀礼の第一の特徴は、踐祚儀と即位礼との分離である。その初例とされているのが、文武天皇の場合である。すなわち持統天皇紀十一年（六九七）八月一日条に「（持統）天皇定策禁中、禪_二皇位於皇太子_一」（文武）とあり、文武天皇紀元年（持統十一年）八月一日条に「受_レ禪即位」とし、同月十七日条に「詔曰、云々と即位の詔を載せている。この八月一日と十七日の両日と、神祇令踐祚条の「踐祚之日」との関係をいま即断することはできないが、「策を禁中に定めて、天皇の位を皇太子に禪りたまう」といい、それを承けて即日皇太子が「位に即きたまう」とする文脈によれば、この八月一日に「天皇位」の象徴たる神器の相承が行われた可能性が高い。しかしこの後、光仁天皇の即位までは踐祚と即位の分離の例はなく、これが定着するのは平安時代に入ってからである。ただ文武即位が持統讓位を承けて行われた点に注目する必要がある。わが国における讓位の確実な初例は、大化元年（六四五）の皇極天皇から孝徳天皇への讓位であるが、これは政変という特殊事情のもとで行われたもので、平常の状態のもとで讓位が行われたのは、持統天皇から文武天皇への讓位が最初である。以後、讓位による皇位継承が常例化するなかで踐祚と即位の分離が促進されるが、それは換

言すれば讓位の儀の即位儀からの分立ということもできる。

その讓位と踐祚と即位儀との分離がかなり明白な姿を示したのは、桓武天皇の即位である。『続日本紀』によれば、天応元年（七八一）四月一日、光仁天皇は不子の故をもって、伊勢・美濃・越前の三国に固関使を發遣し、三日詔して皇太子山部親王（桓武）に讓位する旨の詔を宣布した。親王は即日「受_レ禪即位」、四日皇弟早良親王を皇太子と為す詔を發し、十一日には使を伊勢大神宮に遣わして即位の旨を告げさせ、十五日に大極殿に臨御して即位の詔を宣布した。この大神宮への奉告は、三日の受禪踐祚を奉告したものか、十一日の即位礼に先だつものか、すなわち後世の由奉幣に当るものかは決し難いが、この一連の記事からは、踐祚と即位の分離がかなり明確になっていることがわかる。

ついで延暦二十五年（八〇六）三月十七日、桓武天皇が正寝に崩ずるや、皇太子安殿親王（平城）は諸臣の懇請により下殿して東廂に遷り、近衛將が「璽并劔横」に付き添ってこれに従った。「璽并に劔」とある以上、璽は抽象的なミシルシの意ではなく、具体的なモノであり、曲玉か印章かの論は別として、ここに初めて劔と併称される「璽」が、明確に文献上に姿を現わしたのである。親王は直ちに即位することは固辞したが、四月に入って先帝の大喪の儀を行い、五月六日七日の御齋を寢殿に修したのち、同月十八日に至って漸く大極殿において即位した。かくて神器を相承する踐祚の儀と、即位の旨を宣する即位の礼との分立がさらに明確になった。

次の嵯峨天皇の場合は、大同四年（八〇九）四月一日、平城天皇が詔して皇太弟神野親王（嵯峨）に譲位したのに対し、親王は再三固辞した
が許されず、同月十三日ついに大極殿に即位して詔を宣布した。この間、
親王が受禪踐祚を固辞した四月三日の上表が、「臣聞、天下神器、不可
輕伝」と書き出されていることは、踐祚と神器の相承の緊密性をも
語っているといつてよいであろう（『日本後紀』『類聚国史』）。そして次
の嵯峨讓位、淳和即位の例は後述の『儀式』の制にいちだんと近づく
が、淳和天皇から明治天皇まで七十人の歴代天皇（便宜上、北朝天皇を
除く）の皇位継承は、天皇崩御後の踐祚が二十例であるのに対し、受禪
踐祚が五十例を数え、奈良時代以来の受禪踐祚が常例化したことを示し
ている。『儀式』をはじめ、『西宮記』『北山抄』『江家次第』などが、み
な踐祚の儀制を「讓国」あるいは「讓位」の項目で取りあつかうゆえん
である。

(一) 『儀式』讓国儀

平安時代以降永く讓位の儀の基本を規定した『儀式』の「讓国儀」の
概要を述べると、まず天皇はあらかじめ「本宮」を去り、百官を従えて
「御在所」に遷る。これは嵯峨天皇が内裏から冷然院に遷り、淳和天皇
が淳和院に遷御して讓位の儀を行ったのに該当する。ついで固閑使発遣
のことがあるが、讓位当日は「諸衛中儀を服す」とする。これは同書の
「天皇即位儀」に、「当日諸衛服大儀」と定めるのに対比される。次に

「皇帝御南」とあるのは、「御在所」の正殿に臨御することをいうので
ある。ついで皇太子が「坊」すなわち東宮御在所より参入し、殿上の
座に着く。ついで親王以下南門より参入して庭上に列立し、皇太子が起
立する。ついで宣命使が讓位の宣命を宣読する。その宣命は「明神止
大八洲国所知天皇我御命等良方詔賜大命乎」云々で始まり、上記の公
式令詔書式第三型に相当するものであるが、この形式も後世永く変わら
なかった。かくて宣制終つて親王以下称唯再拜して退出、近衛が門を閉
じる。ついで新帝が南階より庭上に降り立ち、拜舞して退帰するが、そ
の列には内侍が「節劔」を持って追隨し、少納言一人が「伝国璽横」を
持って追従する。次に少納言一人が「鈴印鑰等」を新帝の御在所に持参
し、近衛少将が「供御雜器」を同所に持参、進上するという。

以上の『儀式』に定める儀制を実例に徴すると、清和天皇の讓位陽
成天皇の受禪について『三代実録』に記述するところは、よく『儀式』
の制に符合する。すなわち貞観十八年（八七六）十一月二十七日、清和
天皇は讓位のため内裏より染殿院に遷御し、翌二十八日固閑使を發遣、
二十九日、皇太子（陽成）が東宮より牛車に駕して染殿院に参入、讓位
の詔が宣読された。ついで皇太子は「天子神璽宝劔」を受け、「鳳輦」に
御して東宮に帰り、百官これに供奉したと記す。ここで特に注目される
のは、皇太子が「天子神璽宝劔」を受けて「鳳輦」に御し、東宮に帰っ
たという記述である。いうまでもなく、皇位継承に伴なう神器の相承を
意味するが、この「神璽宝劔」と、『儀式』に見える「節劔」や「伝国

璽」、さらには神祇令に踐祚の日忌部が奉すると定める「神璽之鏡劔」との関係は更めて検討しなければならない。

(三) 劔璽渡御の儀の成立

踐祚・即位未分化の儀制においては、既述の持統天皇の即位記事以後、神祇令踐祚条の条文に相当する実例の記述は残されていないが、実際には令の規定どおり、持統即位記事に近い儀礼が行われたと考えるべきであろう。ところが『儀式』では、「天皇即位儀」に神祇令の条文に相当する記述はなく、「讓国儀」において「節劔」や「伝国璽」が新帝に伝えられるとする一方、「踐祚大嘗祭儀」の辰日の儀に中臣が「天神之寿詞」を奏し、忌部が「神璽之鏡劔」を奉ると規定している。すなわち神祇令踐祚条の規定が大嘗祭辰日の儀に移ったわけであるが、その時期を特定することは難しい。ただ神祇令集解に引く「穴記」が、中臣の寿詞奏上について「時行事、大嘗祭之日、奏寿詞」と注しており、「穴記」の成立時期からみて、「時行事」とは平安初期の慣行を指すと思われるので、鏡劔の奉上也寿詞の奏上と共に、その頃踐祚ないし即位の日から大嘗祭辰日に移行したのではなからうか。さらに憶測すれば、踐祚Ⅱ讓位と即位とが分離し、即位の儀礼が唐風化を強めるに伴ない、わが国の伝統に根ざす寿詞の奏上と神器の奉上が大嘗祭に移されたのではなからうか。

その後、中臣の寿詞奏上は、大嘗祭辰日の儀中に江戸時代末まで継続

されたが、忌部の鏡劔奉上是、天長十年（八三三）の仁明天皇の大嘗会以降廃絶したという。すなわち『北山抄』大嘗会事に引く「寛平式」に、天長以来神璽の鏡劔奉上の事は停止されたといひ、「清凉抄」にも、近代此の神璽を給わらず、ただ其の詞を奏するのみであったが、寛平以後の記文は忌部もすべて参入しなくなったとし、さらに「天慶記」には、件の鏡劔は御所より暫らく下し給わって辰日の儀に奉上了たのであるが、天長大嘗会のとき、輒く重物を給わらなくなったと見える。『北山抄』で、その後は忌部が申請しても給わらなくなったと見える。『北山抄』に引くこれらの記述によって、鏡劔奉上の停止の時期と理由はほぼ明らかになったと思う。

一方、平安時代に入って平城天皇の踐祚のときに至り、久しく記述を欠いていた神器相承のことが国史に見えるようになった。以下、『三代実録』までの諸国史から神器相承の記述を拾うと、次のごとくである。

(1) 平城天皇の桓武崩御後踐祚のときは、上述のように璽と劔が相承された。

(2) 次の嵯峨天皇の受禪踐祚のときは、踐祚を固辞した上表文のなかに、軽々しく「神器」を相承すべきでないという文言があり、さらに『日本紀略』には、後年天皇が皇太弟（淳和）に讓位しようとして旧事を回想した文言に、一旦は平城天皇に「神璽」を奉還して受禪を固辞したが容認されなかったということも見えるが、その神器・神璽の具体的な内容は明らかでない。

(3) 次の淳和天皇および仁明天皇の受禪踐祚の場合は、ともに神器の相承について具体的な記述は伝えられていないが、文徳天皇の踐祚では、仁明天皇の崩御即日、「天子神璽宝劔符節鈴印等」を皇太子（文徳）の直曹に献じたと見える。

(4) 次の清和天皇の踐祚の場合は、『文徳実録』には文徳天皇の崩御即日、「璽印横等」を東宮直曹に入れ奉ったといい、『三代実録』には「天子神璽宝劔符節鈴印等」を皇太子の直曹に奉上げたと見える。

(5) 次の陽成天皇の受禪踐祚のときは、上記のように「天子神璽宝劔」を皇太子Ⅱ新帝に伝えている。

(6) 最後に光孝天皇の受禪踐祚の場合をみると、まず陽成天皇が「神璽宝劔鏡等」を相い従え、内裏を出て二条院に遷幸した。その際、駅鈴・伝符・内印・管鑰等は承明門内東廊に留め置かれた。ついで文武百官を院の南門に会し、讓位の宣命を宣布した。それを承けて、王公以下諸臣は拝舞して退出、即日神器を東二条宮の時康親王（光孝天皇）に奉上げたと記述する。その神器については、「天子神璽宝鏡劔等」とも、「天子璽綬神鏡宝劔等」とも見える。

以上の諸例のうち、(6)の光孝天皇の踐祚のときのみ「鏡」の動座のことが見えるが、これは陽成天皇の異常な退位に伴なう特殊な例で、通常の踐祚に際しては「鏡」の動座はなかったと思われる。神鏡（宝鏡）は神器中特に尊崇され、天皇の御在所に安置された劔璽とは別の殿舎に奉安されたりしく（『帝室制度史』五、神器）、劔璽とは異なった取り扱

いをうけ、これが劔璽渡御の儀を形成する一つの契機となったとも考えられる。また陽成天皇が内裏を退出するに当り、駅鈴・伝符・内印・管鑰等を内裏承明門内に留め置いたことでも明らかのように、(3)(4)に見える節符・鈴印等は、「神璽宝劔」とは性質を異にするものである。

したがって踐祚に伴なって相承される「神器」とは、(1)の「璽并劔」、(3)(4)(5)(6)の「天子神璽宝劔」を指すということになるが、問題はこの「神璽」の解釈である。すでに述べたように、律令の条文においても、皇位のミシルシという抽象的ないし修飾的用例と、具体的な器物を指すと考えねばならない用例が混在しているが、もしこの場合前者の用例に属するとすれば、「神器」は宝劔のみとなる。しかし(1)の場合は明らかに璽と劔と二つであり、これに对照すると、(3)(4)(5)(6)も具体的なモノとしての神璽と宝劔と考えるのが合理的であろう。したがって『儀式』讓国儀には「節劔」や「伝国璽」を授受するとしているものの、実際には神璽と宝劔が相承されたと考えるべきであろう。恐らく平安初期に踐祚儀と即位礼が分離するに伴ない、即位礼に先だって、神器のうち神鏡（宝鏡）を除いて、劔と璽の相承が行われるようになり、諸般の事情を勘案すると、宇多天皇の主導のもとに、醍醐天皇ないし朱雀天皇の踐祚の間に、いわゆる劔璽渡御の儀が形成されたものと推測される（『踐祚部類鈔』）。爾後、とりわけ讓位の宣命宣制の儀のない崩御後踐祚においては、劔璽渡御が踐祚の儀の中心となり、さらに明治以後、讓位の制が廃止されてからは、劔璽渡御の儀が踐祚式の中核を占めることになった

ことは、旧登極令に規定するとおりである。

なお、平安時代以降の踐祚儀と宝鏡＝賢所の関係について簡単に述べると、皇居が平安内裏に一定している間は、原則として踐祚に際し賢所の動座はなかった。しかし平安中期以降、里第皇居＝里内裏が盛行するに至り、新帝の皇居が先帝の皇居と異なる場合は、踐祚に当り、劔璽渡御とは別に、賢所も新帝の皇居に渡御した。しかし室町時代以降、皇居が里内裏の土御門殿（現京都御所）に一定するに及び、ふたたび賢所渡御のことは行われなくなり、東京遷都後の宮城においても、踐祚儀に際して賢所が動座することはなかった。

三 『儀式』以後の即位礼

(一) 即位礼の日時

譲位ないし踐祚から分離した即位礼の挙行の日時を調べてみると、受禪踐祚の場合、鎌倉時代末までは、二条天皇の四ヶ月、後堀河天皇の五ヶ月（但し承久の乱後の特殊例）、伏見天皇の五ヶ月などの例を除いて、踐祚後一〜二ヶ月以内に即位の儀を行っている。その間、仲恭天皇が承久の乱に際会し、即位の礼を挙げるに至らずして退位したのは、もちろん歴代中唯一の異例である。しかし室町時代に入ると、称光天皇の二年三ヶ月余、後土御門天皇の一年五ヶ月など、両者の間隔が拡がり、江戸時代に入っても、一〜五ヶ月の例と、六〜一〇ヶ月の例が相半ばしてい

る。恐らく個々の事情もあろうが、経費の調達や武家との交渉が間隔を拡げた要因であろう。しかし仲恭天皇の特殊例を除いて、大嘗祭のような長期の中絶がなかったことは、皇位継承儀礼における即位礼と大嘗祭の質的な相違を示すものであろう。

崩御後踐祚の場合は、鎌倉時代末までは、踐祚後二、三ヶ月を経て即位の礼を挙行する例がもっとも多いが、文徳天皇の一ヶ月以内の例もある。先帝崩御から二、三ヶ月の間隔をおいているのは、中陰などの仏事と関係があるのではなからうか。『日本後紀』によれば、平城天皇の場合同様に七七日の御齋をすませてから即位礼を挙げたと解される。室町・戦国時代に入って、その間隔がおおはげに拡がったことは周知のとおりであるが、江戸時代に入っても、崩御後踐祚の場合はすべて踐祚後一年以上経った後に即位礼を挙げている。『儀式』の制度では、諒闇中は大嘗祭を行わないと定めているが、即位礼についてはその制約がなく、それは上記の諸例が裏書きするところである。しかし明治の旧登極令において、即位礼と大嘗祭を一連の儀制としたため、即位礼も諒闇中に行わないことになった。もっとも一面では、江戸時代の後西・後桜町・光格・孝明天皇および明治天皇の即位礼が、いずれも先帝崩御後一年以上経ってから行われており、これら近例の影響も考えられる。

(二) 即位礼の儀場

次に即位礼の儀場について調べてみると、『儀式』に規定するように、

朝堂院の正殿、大極殿を原則とするが、平安宮の衰退、皇居制度の変遷に伴ない、紆余曲折があった。まず貞観十九年（八七七）正月の陽成天皇の即位礼は、前年四月の大極殿焼亡後まだ再建されていなかったの
で、豊楽殿で挙行された。ついで康保四年（九六七）十月の冷泉天皇の即位礼は、天皇不予のため、内裏の正殿、紫宸殿で行われた。これが紫宸殿が即位礼の儀場となった初例である。ついで治暦四年（一〇六八）七月の後三条天皇の即位の場合は、先年大極殿や豊楽殿が相ついで焼失し、いまだ再建されていなかったの、初めて太政官庁において即位礼が挙行された。太政官庁は大極殿を縮小したような規模であったためという。さらに治承四年（一一八〇）四月の安徳天皇の即位の場合も、大極殿以下が焼失していたため、紫宸殿で即位礼が行われた。

爾後、大極殿は再建されず、しかも紫宸殿の即位礼が凶例とされたのに対し、聖主後三条天皇の太政官庁即位礼が吉例とされたので、後鳥羽天皇から後土御門天皇に至るまで、太政官庁において即位礼が挙行された。しかし戦乱のため平安宮が荒廃する一方、皇居が里内裏の土御門殿に定着したので、永正十八年（一五二一）三月の後柏原天皇の即位礼以後は土御門内裏（現京都御所）において挙行され、慶応四年（一八六八）八月の明治天皇の即位礼に及んだ。ついで明治十六年（一八八三）四月、東京遷都後の京都御所の荒廃を憂えた天皇は、勅して京都をもって即位式並びに大嘗会施行の地と定め、宮内省をして京都宮闕保存の事を管せしめた（『明治天皇紀』六一）。それを承けて明治の旧皇室典範は、「即位

ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定し、大正・昭和両度の即位礼はこれに拠って京都御所紫宸殿において挙行された。このため即位礼を京都で行うのが古来の正規とする誤解も生じたようであるが、原則論としては、帝都以外の地で即位礼を行うという規定は、やはり新規の制度といわざるをえない。

（三） 唐風儀礼の継承と改変

『儀式』の天皇即位儀の内容は、その冒頭に「一に元会の儀の如し」とあるように、元日朝賀の儀に準拠するものであった。その元日朝賀の儀については、『続日本紀』文武天皇紀によく知られた次の記述がある。

大宝元年春正月乙亥の朔、天皇大極殿に御して朝を受けたまう。其の儀、正門に於て鳥形の幢を樹つ。左に日像・青竜・朱雀の幡、右に月像・玄武・白虎の幡なり。蕃夷の使者、左右に陳列す。文物の儀、是に於て備れり。

まったく唐風の儀容であるが、元会の儀に準拠した即位礼も当然唐風の影響の強いものであった。それは鳥形の幢、日像・月像・四神の幡などの鋪設や、天皇の冕服（冕冠と袞龍の衣）、諸臣の礼服、さらに即位の詔の宣読に先だって官人が香を焚いて天帝に奉告することなどに端的に見られる。その反面、神祇令に定める中臣の天神の寿詞奏上と、忌部の神璽の鏡劔奉上が見えない点も注目される。これらの『儀式』に定められた儀制の内容は、大筋において孝明天皇の即位礼まで遵守された

が、明治天皇の即位礼に当り、唐風を排除することを主眼にした国学者
 て、新たに登極令附式の儀制が成立した。いま即位礼当日の儀式次第の
 らの意見によっておおはばに改められた。しかしこの儀礼は、忽卒の間
 主要な部分について、孝明天皇即位礼（唐風儀礼）と明治天皇即位礼お
 に立案されたうえに、あまりにも国学者流、神道家流の色彩が強かった
 よび旧登極令附式即位礼の三者を対照すると、別表のごとくである。
 ためか、その後多年調査研究の結果、近代国家にふさわしい儀礼とし

孝明天皇即位礼	明治天皇即位礼	旧登極令附式即位礼
<p>(紫宸殿南庭の鋪設) 銅鳥幢(金銅製旗ほこ。旗竿の先端に三本足の鳥の像をとりつける)を中心として、東に日像幢(金漆塗の板に三本足の鳥を描く)・朱雀旗・青龍旗を、西に月像幢(銀漆塗の板にウサギ・ヒキガエル・ウスを描く)・白虎旗・玄武旗を立てる。 その他、龍像纛幡・万歳幡・鷹像幡などを立てる。 南階の南方中央に白銅の火炉一对を東西相對して置く。 南階の東南方に西面して内弁の幄を設ける。 銅鳥幢の南に宣命使の版を置く。 (紫宸殿上の鋪設) 母屋の中央南面に方形の壇を置き、八角の屋形を構えた高御座を据える。(『文安御即位調度図』参照)</p>	<p>大幣旗(神・幣帛・鏡)を中心として、東に日幣旗・御前幣旗を、西に月幣旗・御前幣旗を立てる。 その他、幣旗・小幡などを立てる。 南階の南方中央に大地球儀を、その南に奉幣の案を置く。 南階の東南方に西面して内弁の幄を、西南方に東面して神祇官知事の幄を設ける。 奉幣の案の南に宣命使の版を置く。</p>	<p>桜樹の南方に日像纛幡(赤地錦に日像を繡す)、その南に頭八咫鳥形大錦幡(五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥形を繡す)を立て、橘樹の南方に月像纛幡(白地錦に月像を繡す)、その南に靈鷲形大錦幡(金色靈鷲形を繡す)を立てる。 その他、菊花章中錦幡・同小錦幡・万歳幡などを立てる。 (上欄に相当する鋪設なし) (上欄に相当する鋪設なし) (上欄に相当する鋪設なし) 母屋の中央に古制に拠る八角屋形の高御座を構え、その東方に同型小形の皇后の御座(御帳台と称す)を置く。</p>

南栄（南面のうなげし）に獸形帽額（日像をはさんで龍・虎・鳳凰等を配した横幕状の布帛）を引きわたす。

（帽額を廃す）

南栄に日像・五彩瑞雲を繡した帽額を引きわたす。

（儀式次第）

刻限、天皇、後房（清涼殿）より出御、高御座の後階より昇って着御。

天皇、冕服を着御、諸臣、礼服を着す。

刻限、天皇、後房（清涼殿）より出御、高御座（御帳台）の後方より昇って着御。

天皇、黄櫨染袍の束帯を着御、諸臣、束帯を着す。

天皇、高御座の後階より昇って着御、ついで皇后、御帳台の後階より昇って着御。

天皇は黄櫨染袍の束帯、皇后は五衣・唐衣・裳を着御。

鉦を合図に女官六人が翳を執って高御座の前方に立ち、翳を捧げて前面を覆う。

（執翳の所作なし）

（執翳の所作なし）

褰帳の命婦二人が高御座の東西の階より昇り、南面の欄内に立って帳をかかげ、復座。執翳も復座。

鉦を合図に褰帳の命婦二人が高御座（御帳台）の後方より壇上に昇って南面の帳をかかげ、復座。

侍従二人が高御座の東西の階より壇上に昇り、南面の帳をかかげ、復座。次に女官二人が皇后の御帳台に昇って帳をかかげ、復座。

宸儀初めてあらわれ、群臣翳折（立礼）。

宸儀初めてあらわれ、群臣翳折（立礼）。

天皇、御笏をとって立御。皇后、御檜扇をとって立御。諸員最敬礼（立礼）。

図書寮官人、東西の火炉に香を焚く。群臣再拜。

神祇官知事、西階より昇殿、御前において幣を拝受、南階より降りて奉幣の案に供える。群臣再拜。

（上欄に相当する儀なし）

宣命使が南庭の版位につき、即位の詔を宣読、群臣拝舞。この間、武官、旗を振り、万歳を唱す（但しその由ばかり）。

宣命使が南庭の版位につき、即位の詔を宣読。群臣拝舞。上首、寿詞を奏す。ついで歌人・楽人、大歌を奏す。

内閣総理大臣、南階下に北面して立つ。勅語あり。総理大臣、南階を昇り、南栄の下において寿詞を奏し、南階を降りて万歳幡の前に立ち、万歳三唱、諸員唱和。

鉦を合図に執翳が参進して翳を捧げ、褰帳が参進して帳を垂れ、共に復座。

鉦を合図に褰帳が参進して帳を垂れ、復座。

侍従および女官がそれぞれ高御座および御帳台に参進、帳を垂れて復座。

天皇、本殿に還御、群臣退出。

天皇、本殿に還御、群臣退出。

天皇および皇后入御。諸員退出。

この対照表から特に目を惹く点をとってあげてみると、まず孝明天皇即位礼、すなわち平安時代以来の伝統的な儀礼に対し、明治天皇即位礼では極力唐風を排除し、神事色の濃厚な儀礼に変更していることである。唐風の幢・幡類の代りに、大、小の幣旗を配列し、焚香の火炉の代りに、大地球儀（但しこれはこの時限りの思い付き）と奉幣の案を置き、さらに殿上には、八角屋形の高御座の代りに、方形の御帳台を高御座に充て、南栄の獸形帽額を撤去している。また天皇の冕服、諸臣の礼服を束帯に改め、焚香をやめて神祇官知事の奉幣に変えたことなどにも、儀礼改変の趣旨がよく現われている。

この儀礼を更に改訂した旧登極令附式即位礼の特徴は、第一に神事色を強く規制したことである。すなわち新たに即位礼当日皇霊殿・神殿に奉告の儀と、賢所大前の儀を定め、紫宸殿の儀と分離してまずその祭儀を執行し、紫宸殿の儀においては、神事的な色彩を排除する一方、古制の継承にも配慮された。それによってふたたび儀式内容が大きく改訂され、鋪設の面でも、幣旗の代りに各種の錦幡を配列し、古制による八角屋形の高御座を復活し、南栄にはまた帽額が懸けられた。第二には、国家の近代化に対応した儀礼の変更であるが、なかでも宣命使による即位の宣命の宣読をやめて、天皇みずから勅語を宣し、内閣総理大臣が寿詞を奏することにした点などは、その最たるものである。

むすび——大嘗祭と即位儀礼

以上、踐祚即位の儀制の沿革、変遷について、その大筋をたどって見たが、最後に大嘗祭と即位儀礼との関係について簡単に触れて小論の結びとしたい。

大嘗祭に関する最初の法制上の規定を伝えるのも、大宝・養老令である。その神祇令大嘗祭の条文は次のごとくである。

凡大嘗者、毎世一年、国司行事、以外毎年、所司行事、

（凡そ大嘗は、世毎に一年、国司事を行え。以外は年毎に、所司事を行え。）

すなわち大嘗祭には、一代一度、国司が奉仕する祭儀と、毎年在京所司が奉仕する祭儀とがあるとするのである。後者はいうまでもなく後の新嘗祭に当るが、新嘗の称が定着したのは平安時代に入ってからである。朝廷における祭儀としての「新嘗」の語は、『日本書紀』天武天皇五年（六七六）十一月一日条・同六年十一月二十一日条などに見えるが、その後は大宝令に定めるように、両者とも大嘗祭と称され、平安時代に入っても、『弘仁式』式部条では両者を「踐祚大嘗会」と「毎年大嘗会」とよびわけている。そして『儀式』や『延喜式』に至って、ようやく大嘗祭と新嘗祭の称が定着したのである。この名称の沿革は、単なる用語の問題ではなく、もともと大嘗祭の本質が新嘗祭と異ならないことを意

味するとともに、両者の個別的な呼称の成立は、一代一度の大嘗祭と即位儀礼との結び付きが強化されたことを反映するものでもある。

一代一度の大嘗祭が代始め最大の神事である以上、当然即位と無関係ではなかったであろうが、——但し、天孫降臨神話の「真床覆衾」を大嘗宮における神座に結びつけ、そこにおける秘儀によって始めて真正の天皇になるといふ、いわゆる「真床覆衾」論は、「全く実証的裏づけを欠いて」おり、「確証は何一つない」とする岡田精司・岡田荘司両氏の見解には従うべきであろう——即位と大嘗の結び付きを強化する転機となったのは、神祇令踐祚条に規定する中臣の寿詞奏上と忌部の鏡劔奉上が、大嘗祭辰日の儀にとり入れられたことであろう。すなわち、平安初期、朝廷の儀式制度の整備に当り、讓国儀が即位儀から分離独立する一方、唐風を強くとり入れた天皇即位儀が成立し、神祇令に定めた踐祚¹¹即位の中心儀礼が大嘗祭に移される結果となり、爾後、大嘗祭は皇位継承儀礼の一環として不可欠の祭儀と目されるようになったのである。鎌倉時代、仲恭天皇が承久三年（一二二一）、いわゆる承久の乱の勃発により、踐祚後三ヶ月足らずで即位儀・大嘗祭を挙行するいとまもなく退位したので、『帝王編年記』の後廢帝（仲恭）条に、「大嘗会不^レ被^レ行以前退下、世称^ニ半帝^ニ」と記述されたのもそのためである。ただこのことについては、『一代要記』の廢帝条には、「无^ニ即位・大嘗会等、仍不^レ入^ニ王代^ニ」とあり、大嘗祭のみをとりあげて論ずるのは、室町季世から江戸中期にかけて九代二百二十年にわたり大嘗祭が中絶した事実を目をつ

むる謬説である。

それはとも角、大嘗祭の長い歴史には幾多の変遷が見られるが、その祭場が帝都に限られたことは明治の大嘗祭まで一貫して変わらなかった。東京遷都後の明治四年（一八七二）十一月に行われた大嘗祭も、宮城内吹上御苑の広芝に大嘗宮を設営して行われたのである（『明治天皇紀』二）。しかし上述のごとく、その後、大嘗祭も即位礼とともに京都において挙行すると定められて、帝都以外の地で大嘗祭を行う新例が開かれることとなり、さらに旧登極令において「大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル後続テ之ヲ行フ」と規定したため、ここに即位礼と大嘗祭を一体化した新制が成立したのである。

（補注）

最近、所功氏が「高御座の伝来と絵図」と題する論考（『京都産業大学世界問題研究所紀要』第十卷所収）において、高御座の成立、伝来等について詳論されているので、参照されたい。

なお、別掲の対照表に示すように、明治天皇の即位礼において、古制の八角屋形の高御座の代りに、方形の簡素な御帳台を用いたのは、孝明天皇の即位礼で用いられた高御座が安政の内裏焼亡に際して焼失し、いまだ新調するに至らなかったためであるが、結果的には儀礼の国風化に一役買ったともいえる。